

議 案

第 4 回 玉 名 市 議 会

(定 例 会)

令和 6 年 8 月 3 1 日提出

第4回玉名市議会（定例会）提出議題

議番号	件名	提案者
84	令和5年度玉名市一般会計歳入歳出決算	市長
85	令和5年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	市長
86	令和5年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	市長
87	令和5年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算	市長
88	令和5年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算	市長
89	令和5年度玉名市水道事業会計決算	市長
90	令和5年度玉名市公共下水道事業会計決算	市長
91	令和5年度玉名市農業集落排水事業会計決算	市長
92	令和6年度玉名市一般会計補正予算（第3号）	市長
93	令和6年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	市長
94	令和6年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	市長
95	玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長
96	玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	市長
97	玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	市長
98	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	市長
99	財産の取得について	市長
100	教育委員会委員の任命について	市長
101	公平委員会委員の選任について	市長
報告11	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	市長
12	専決処分の報告について	専決第9号 市長

1 3	専決処分の報告について	専決第 1 0 号	市 長
1 4	専決処分の報告について	専決第 1 1 号	市 長

議第 9 5 号

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 8 月 3 1 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

玉名市附属機関の設置等に関する条例（平成 2 7 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部玉名市総合戦略審議会の項の次に次のように加える。

玉 名 市 九 州 看 護 福 祉 大 学 の 公 立 大 学 法 人 化 検 討 委 員 会	(1) 九州看護 福祉大学の 公立大学法 人化に関す ること。	審議	1 2 人 以内	(1) 学識経験 を有する者 (2) 関係する 機関及び団 体の代表者 (3) その他市 長が適当と 認める者	当該委嘱 又は任命 に係る所 掌事務が 終了する までの期 間
--	---	----	-------------	--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 総合戦略審議会委員の項の次に次のように加える。

九州看護福祉大学の公立大学法 人化検討委員会委員	日	5, 800	
-----------------------------	---	--------	--

提案理由 玉名市九州看護福祉大学の公立大学法人化検討委員会を設置するため、
条例の整備を図るものである。

議第 9 6 号

玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 8 月 3 1 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市手数料条例の一部を改正する条例

玉名市手数料条例（平成 1 7 年条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。
附則第 4 項中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

別表中

「

戸籍の謄抄本又は戸籍証明書の 交付（広域交付を含む。）	1 通につき	450 円
--------------------------------	--------	-------

」

を

「

戸籍の謄抄本又は戸籍証明書の 交付（広域交付を含む。）	1 通につき	450 円 （自動交付 機による交 付の場合に あつては、 300 円）
--------------------------------	--------	---

」

に、

「

住民票、戸籍附票の謄抄本の交付	1 通につき	300 円
-----------------	--------	-------

」

を

「

住民票、戸籍附票の謄抄本の交付	1 通につき	300 円
-----------------	--------	-------

		(自動交付機による交付の場合にあっては、200 円)
--	--	----------------------------

」

に、

「

印鑑に関する証明書の交付	1 通につき	300 円
--------------	--------	-------

」

を

「

印鑑に関する証明書の交付	1 通につき	300 円 (自動交付機による交付の場合にあっては、200 円)
--------------	--------	-------------------------------------

」

に、

「

所得に関する証明 ただし、1 年度につき 1 件とする。	1 件につき	300 円
---------------------------------	--------	-------

」

を

「

所得に関する証明 ただし、1 年度につき 1 件とする。	1 件につき	300 円 (自動交付機による交付の場合にあっては、200 円)
---------------------------------	--------	-------------------------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

提案理由 戸籍の謄抄本の交付等に係る手数料の見直しに伴い、条例の整備を図るものである。

議第 9 7 号

玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 8 月 3 1 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例

玉名市国民健康保険条例（平成 1 7 年条例第 9 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「第 9 条第 1 項若しくは第 9 項」を「第 9 条第 1 項若しくは第 5 項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由 国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第 98 号

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年熊本県指令市町村第 23 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 6 年 8 月 31 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年熊本県指令市町村第 23 号）の一部を次のように変更する。

別表第 2 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

提案理由 広域連合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を経る必要があるため。

議第 9 9 号

財産の取得について

本市は、次のとおり財産を取得する。

令和 6 年 8 月 3 1 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 取 得 目 的 | 市職員用の機器に使用するため。 |
| 2 | 取得する財産 | タブレット等の機器類 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 4 | 取得予定価格 | 3 2, 5 6 0, 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 玉名市中 1 8 1 3 番地
合資会社岱陽堂
代表社員 倉野尾 秀一 |

提案理由 玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年条例第 5 2 号）第 3 条の規定による。

議第100号

教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年8月31日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

かとう ひろこ
加藤 弘子

2 略 歴

学 歴

昭和62年 3月

経 歴

昭和62年 4月

平成 2年 3月

平成 2年 7月

提案理由 教育委員会委員吉村泰子氏が、本年11月29日に任期満了のため。

議第 101 号

公平委員会委員の選任について

本市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 8 月 31 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

1

いたくら えいいち
板倉 英一

2 略 歴

学 歴

昭和 54 年 3 月

経 歴

昭和 57 年 1 月

平成 21 年 4 月

平成 22 年 4 月

平成 25 年 4 月

平成 26 年 4 月

平成 29 年 3 月

平成 29 年 4 月

令和 2 年 12 月

提案理由 公平委員会委員板倉英一氏が、本年 11 月 30 日に任期満了のため。

報告第 1 1 号

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に関する健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 6 年 8 月 3 1 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

1 健全化判断比率 (単位：%)

健全化判断比率	令和 5 年度	令和 4 年度	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率	— (△6.13)	— (△7.67)	12.57	20.00
連結実質赤字比率	— (△18.00)	— (△22.18)	17.57	30.00
実質公債費比率	8.5	9.1	25.0	35.0
将来負担比率	17.9	9.3	350.0	

備考 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」と表示し、参考値として黒字の比率を（△）で示す。

2 資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	令和 5 年度	令和 4 年度	経営健全化 基 準
玉名市浄化槽整備事業特別会計	— (△16.1)	— (△33.9)	20.00
玉名市水道事業会計	— (△126.5)	— (△152.2)	20.00
玉名市公共下水道事業会計	— (△111.8)	— (△127.9)	20.00

玉名市農業集落排水事業会計	— (△90.3)	— (△75.1)	20.00
---------------	--------------	--------------	-------

備考 資金不足額がない会計については「—」と表示し、参考値として資金余剰金の比率を（△）で示す。

報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年8月31日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

- 1 専 決 番 号 専決第9号（令和6年7月19日専決）
- 2 損害賠償の相手方 

- 3 損 害 賠 償 額 158,550円
- 4 和 解 事 項 当事者双方は、今後本件に関して裁判上又は裁判外において、一切の異議及び請求の申立てを行わない。
- 5 事 故 の 概 要 令和5年12月17日午前10時頃、玉名市立玉南中学校において、氏が除草作業中、防草シートで覆われた陥没箇所転倒し、前歯等を負傷したものである。

報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年8月31日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

- 1 専 決 番 号 専決第10号（令和6年7月22日専決）
- 2 損害賠償の相手方 

- 3 損 害 賠 償 額 11,975円
- 4 和 解 事 項 当事者双方は、今後本件に関して裁判上又は裁判外において、一切の異議及び請求の申立てを行わない。
- 5 事 故 の 概 要 令和6年3月29日午後1時30分頃、市道三ノ岳線（玉名市天水町小天6081番25付近）において、氏が運転する軽自動車は、路上に生じた舗装陥没箇所に接触し、左前輪のタイヤが破損したものである。

報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年8月31日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

- 1 専 決 番 号 専決第11号（令和6年7月22日専決）
- 2 損害賠償の相手方 [REDACTED]
[REDACTED]
- 3 損 害 賠 償 額 8,690円
- 4 和 解 事 項 当事者双方は、今後本件に関して裁判上又は裁判外において、一切の異議及び請求の申立てを行わない。
- 5 事 故 の 概 要 令和6年6月17日午後1時30分頃、[REDACTED]氏宅に隣接する私道（[REDACTED]付近）において、市職員が運転する公用車が、駐車中の同氏所有の中型自動車に接触し、右サイドミラーを破損させたものである。